

生

人はみな生きて
生かされて
生きてゆく

川越地区保護司会だより



第7号

平成30年7月1日

編集・発行
川越地区保護司会

事務局
川越市役所
福祉推進課内



ふじみ野市の社明運動について

ふじみ野市長 高畑 博

川越地区保護司会の皆様方には、日頃より更生保護活動を通じ、犯罪や非行のない明るい社会づくりにご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

当市では、川越地区保護司会ふじみ野支部の皆様をはじめ、更生保護女性会や民生委員・児童委員協議会連合会、青少年健全育成団体、薬物乱用防止指導員、教育機関、地域の方々が連携し、社会を明るくする運動を展開されています。

また、保護司の皆様には、駅構内での啓発ポスターの掲示や駅頭キャンペーンのほか、市内の中学校全6校を訪問し、卒業を控えた3年生に特別授業として、非行防止や罪を犯した人達の更生について理解を深める活動を行っていただいております。この特別授業が生徒の心に刻まれ、将来を担う子ども達の非行防止に結びつくものと期待しております。

止への取組がますます重要となっており、誰もが安心して暮らせる明るい社会の実現のため、保護司の皆様の一層のお力添えをお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。



再犯防止について

さいたま保護観察所長 押切 久遠

この4月にさいたま保護観察所長に就任しました押切（おしきり）と申します。川越地区保護司会の皆様には、日頃より更生保護の活動に御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

今年度は、昨年12月に策定された国の再犯防止推進計画を、いよいよ地方公共団体ごとにも策定・実施していただく年となります。

ただ、これを推進するためには、私たち更生保護関係者が、「なぜ再犯防止が大切なのか」ということについて、よく理解し

ておく必要があると思います。

私なりに整理すると、再犯防止によって犯罪や非行を減らすことの社会的意義は次の3点にあります。1つ目は、新たな被害者（犯罪によって辛い思いをする方）を生まないようにすること、2つ目は、安全・安心な暮らしやすい地域社会を守ること、3つ目は、社会経済的な損失を防ぐこと（受刑者にかかる費用は一人一千万円とも試算されています）です。

もちろん、私もそうですが、更生保護関係者の方々の多くは、不遇な環境の中で犯



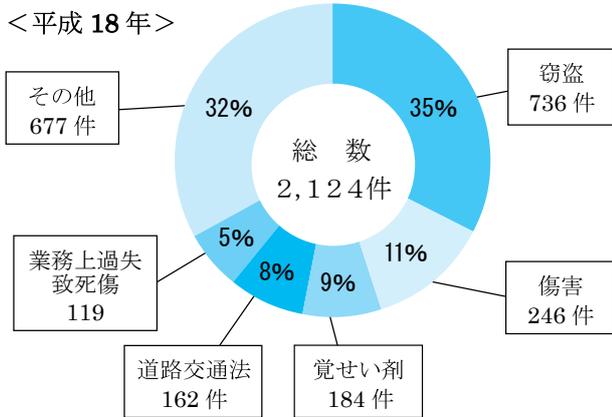
川越地区保護司会神奈川医療少年院視察研修(平成29年10月19日)

罪や非行をした人の立ち直りということに強い関心を持っています。その関心を大切にした上で、立ち直り支援による再犯防止の重要性を、多くの人々に理解していただくことが出来ればと思っております。

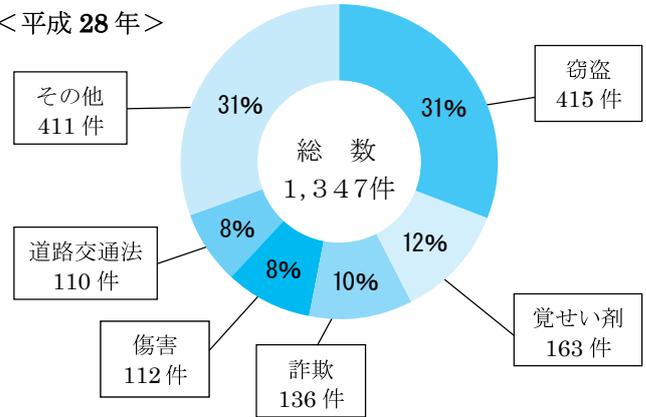
数字で見る埼玉県内の犯罪及び保護観察等の状況

1. さいたま保護観察所内の非行名・罪名新受件数(『さいたまの更生保護』平成19年版・平成29年版より)
18年に比べ、総数は減少している中で「覚せい剤」と「詐欺」の占める割合が高く、社会情勢を反映している。

<平成18年>



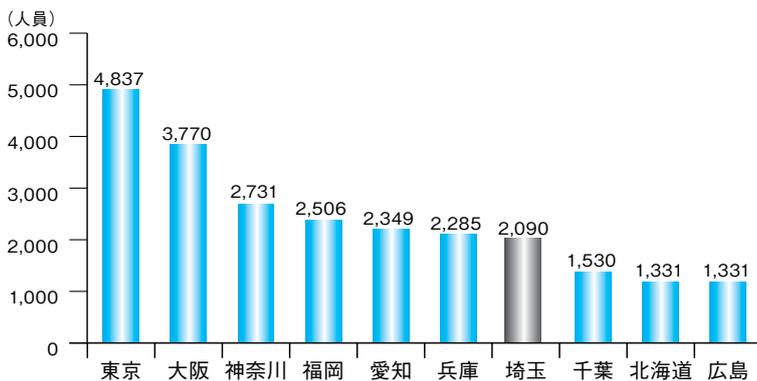
<平成28年>



2. 埼玉県の少年非行情勢について(『平成29年版少年非行白書』より)

検挙・補導人員は全国で40,103人で、埼玉県2,090人と昨年に比して6位から7位となりました。内訳を見ると男女比率は、男子1,846人(88.3%)で、女子244人(11.7%)。罪種別では全て減少傾向ですが、窃盗犯が1位で(1,154人:55.2%)となっています。

都道府県別検挙・補導人員(平成28年)



年度別・居住地別検挙状況
(刑法犯少年の人口比)

	24年	25年	26年	27年	28年
川越市	10.9	8.3	6.8	6.2	3.5
坂戸市	11.2	7.1	9.4	6.4	5.8
鶴ヶ島市	12.2	9.2	8.0	7.2	9.2
富士見市	12.0	11.8	9.8	4.9	4.8
ふじみ野市	13.2	10.6	6.4	4.7	2.7
全国	9.1	7.8	6.8	5.5	4.5

*人口比とは14歳から19歳の人口千人当たりの検挙人員をいう。28年は、全国(4.5)の中で埼玉県(4.5)が16番目、1番が沖縄県(7.5)、2番が福岡県(7.4)、3番が東京都(5.8)でした。

3. 地域別保護観察等の取り扱い状況(平成29年12月)

地域	項目	人口(千人)	保護司数(人)	保護観察(件)	生活環境調整(件)	合計	
						件数	一人当たり担当件数
川越		353	48	64	55	119	2.5
坂戸		102	16	18	24	42	2.6
鶴ヶ島		70	12	19	17	36	3.0
富士見		109	19	28	21	49	2.6
ふじみ野		112	18	25	28	53	2.9
川越地区		746	113	154	145	299	2.6
埼玉県		7,310	1,523	1,564	2,171	3,735	2.5

*保護観察とは、罪を犯した人を一般社会で生活させながら、保護司が1か月に2回以上接触をし、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けることです。

*生活環境調整とは、刑務所や少年院に収容されている人が、釈放後に社会復帰が円滑に果たせるように、帰住先の調査や家族・引受人、就職先などと話し合い、受け入れ態勢を整えてやることです。



薬物乱用者に対する 更生保護のかかわり

1 更生保護ってなんだろう？

犯罪や非行をした人の立ち直りを社会の中で見守り、地域のチカラで支えて行く。それが「更生保護」です。(法務省「更生保護」ってなんだろう?)(「社会を明るくする運動」啓発リーフレット及び「くらくら」第4号参照)

2 保護観察における薬物乱用者の現状

平成28年度の「矯正統計年報」によると、薬物事犯の新受刑者総数は20467人、そのうち覚せい剤事犯者は5580人で全体の27.3%を占めています。この割合は平成23年度からほぼ横ばいの状態です。

3 保護観察における薬物乱用者対策

(1) 刑事施設受刑中の段階

全国の保護観察所では、覚せい剤の自己使用による受刑者の家族その他の引受人を対象とした「家族会・引受人会」を実施しています。

(2) 保護観察の段階

仮釈放者及び保護観察付執行猶予者のうち一定の条件に合致する覚せい剤事犯者に対し、「覚せい剤事犯者処遇プログラム」を実施しています。

4 薬物乱用者に対する更生保護の役割

薬物乱用とは、覚せい剤や大麻、シンナーなどを社会的規範から逸脱した目的や方法で使うことをいい、一回の使用でも乱用になります。薬物を乱用すると、脳に作用し、依存を引き起

こします。健康のみならず、社会に大きな影響を与えます。

薬物乱用者に対する更生保護の役割は、「薬物再使用の防止」と「援助へのかかわりの促進」で、保護観察の役割は、薬物再使用の未然防止を図ることなのです。

5 薬物再乱用防止プログラム

プログラムの対象者は、保護観察に付されることとなった犯罪事実に、指定薬物又は規制薬物等の所持・使用等に当たる事実が含まれる仮釈放者又は保護観察付執行猶予者(特別遵守事項で受講を義務付けて実施)です。

保護観察官が実施する教育課程と、全5回のコアプログラム及びステップアッププログラムがあります。

6 今後の課題

刑事施設及び保護観察所における指導・援助は、裁判で言い渡された期間内においてのみ実施できるものです。受刑者はいずれ釈放されて地域の中で生活することとなります。保護観察対象者もその期間が経過した後は、保護観察官、保護司、更生保護施設職員等の指導下から離れてしまいます。刑事施設及び保護観察所では、受刑者又は保護観察対象者が地域支援へ移行した後を見据えて、指導・助言の一貫性や持続性を維持すべく、その指導・援助に当たる必要があるでしょう(下総精神医療センター「研修情報」参照)。

(大谷 英二)

人と人をつなぐもの

あかるく、いつも、さきに、つづけることそれは、あいさつです。あいさつは、だれもができる人との潤滑油としてすばらしい力を持つものなのです。私達が気持ちよく生活する第一歩はあいさつからです。

次に返事です。病院などで名前を呼ばれた時、すぐに「ハイ！」と返事が返ってくると、スムーズにことが運びます。

三つ目は、はき物を揃える習慣です。特にトイレのスリッパは次の人が使用する時に、はきやすいように向きを考えて揃えてあると嬉しいものです。

人それぞれ個性があり、一人ひとり違ってはいますが、まわりの人たちと気持ちよく関わり明るい毎日が送れたらお互い幸せです。相手を認め、一緒に高めあっていくことができたなら、世の中がさらによくなることでしょう。

(三嶋キヨミ)

あつてならないのは『いじめで苦しむ子供』

「子供の自殺」親にとり、大切な我が子が自ら命を絶つことほど悲しみはない。さらに、自ら命を絶つほど苦しんでいた我が子を救えなかったという自責の念が重くのしかかってくる。しかし、このように重大な影響を及ぼす子供たちの自殺は依然として年間約300件程度のみで、減少する傾向は見られない。自殺に至る原因は学業問題、親子関係、精神疾患等々であるが、取り分け教育現場において重大な関わりがあるのが「いじめによる自殺」である。いじめによる自殺を防止しようと教育現場では「いじめ防止対策推進法」に基づき様々な取組を行っているが、残念ながら根絶できていないのが現状である。いじめ防止の基本は早期発見、早期対応に尽きるが、この「早期」の対応が遅れ、深刻な結果に至ってしまった事案をよく聞く。なぜこれほどいじめ防止の重要性が指摘される中、対応が遅れが出てしまうのか、私は「いじめはあつてはならない」という考え方に原因の一つがあるのではないかと考えている。いじめは「あつてはならない」ことであれば、目の前で起きているいじめをいじめと認め難くしてしまうのではないか。いじめはいつでもどこでも起こり得るもので、「あつてはならない」のは、「いじめで苦しむ子供を出す」ことであろう。本市では、いじめの認定のハードルをもっと低くし、学校が早期発見、早期対応するよう常に学校を指導し、定期的ないじめの実態調査では、いじめの報告件数が

0や極端に低い学校には指導主事を派遣し実態調査を実施している。様々な家庭環境や課題を持った子供たちが集う学校において、いじめが発生しないわけがなく、大切なことはいじめを深刻化させず、被害を受けた子供だけでなく、いじめに関わった子供を早期に立ち直らせることである。続いて、いじめの深刻化の防止に重要なことは、子供の心を十分に理解することで、いじめの被害者のみならず、いじめに関わった子供も同様である。理解するためには子供の話にしっかりと耳を傾けなければならないが、親や教師は、ややもすると子供の話をも自分の常識の範疇で聞こうとし、子供が真に伝えたいことが大人の心に届かないことがある。折角子供から大人に自分の今の苦しみを伝えても、それが理解してもらえなかった時、話をしたことがさらに子供の苦しみを深くさせてしまうこともある。子供の話を書く時の大人は、子供の話をも素直な心で聞き、共感する心構えが不可欠であろう。

子供の自殺予防について、いじめの防止の視点から二点ほど述べさせていただいたが、いじめの問題は、大人社会の反映と言ってもよい。子供の自殺やいじめの問題の根本的解決のためには、子供のことに限定せず、大人の社会全体の問題として捉えていくことが必要ではないかと考える。

(ふじみ野市教育長 朝倉 孝)



社会を明るくする運動(社明運動)

第67回「社会を明るくする運動」 埼玉県作文コンテストの入賞者

小学生の部

埼玉県更生保護女性連盟会長賞

川越市立高階西小学校3年(現在4年) 天本 璃空

題名「明るい未来に向かって」

休けい室

信じ続けなければ応えてくれない

晩秋の午後、埼玉教育会館にて、埼玉弁護士会主催「非行少年の実情と少年法年齢引き下げ問題を考える」と題して、シンポジウムが開催された。いくつか基調報告の中で、特に就労協力雇用主Aさんの話を紹介します。

Aさんは北九州市内三ヶ所で、ガソリンスタンドを経営し、これまで罪を犯した少年少女たちを一三〇人以上雇用してきました。

Aさんの会社は、就職面接した少年は必ず雇います。断れば、彼らが自己否定感を強め再起を図る意志を失うからです。家庭環境に恵まれなかったことが原因で、基本的な生活習慣が身につけていないのです。採用しても仕事に対する心構えが持てず、無断欠勤を重ねる者も少なくないと言います。

Aさんの会社には解雇という言葉はなく、遅刻、欠勤者は毎日家まで迎えに行きます。雇用しても出たり入ったり平均四回、なかには八回という強の者もいるという。その日の売上金を持ち逃げされたり、計算ミスが多く赤字になったこともある。しかし、決して怒らず辛抱強く教えていったという。

そして一八歳になると、自動車運転免許を取らせてレベルアップを図り、他の会社を紹介することもある。講演が終わり質問者から、「二〇年間続けてこられた原動力は何ですか」と問われ、「罪を犯した青少年への愛情でしようか」とつぶやくように言った。

(関 健二)



支部だより

埼玉県マスコット「コバトン」



わがまちの防犯パトロール

川越支部 「川越市の防犯パトロール」

地域密着型で実施する自治会・PTA・学校連携団体などや、委嘱型で実施する川越市少年補導員・川越警察署非行防止ボランティア連絡会などが、何れも特異性を生かし、挨拶や声かけ、犯罪予防に繋がる活動を実施しています。具体的な効果として考えられるのは、挨拶を通してお互いの顔を知ることや、声かけによって、少年たちの帰宅誘導や地域の方々からの情報提供があります。繁華街においては、青少年健全育成条例に基づいた営業となっているか、喫煙・飲酒などの問題点はないか。把握・改善・情報交換などがあります。以前より、こども110番の家などがあり、パトロールと連携して今後も防犯に関する目配り・気配り・拠点づくりが重要と考えます。

(守屋 裕子)

富士見支部 「富士見市の防犯パトロール」

鶴瀬駅西側線路沿いにT小学校区があります。
 ・学校応援団の一つ見守り隊は、緑色防犯ベストを着け、登下校の交通指導を担っています。片や自主的に地域巡回も行っています。巡回中に出会う緑ベスト姿は定着し、安心感をもたらしています。
 ・児童生徒が学校から地域に戻る頃、買い物、犬の散歩、花木手入れ等「大人の目を戸外へ」と呼びかけ、自然体で心掛けています。
 ・10数年前、一町会の有志数名で始めた夜間パトロールは、地域防犯の先駆けといえます。時を経た今、拍子木と掛け声と防犯灯を点け、町会毎に防犯パトロールが行われています。

(星野ツネ子)

ふじみ野支部 「ふじみ野市の防犯パトロール」

愛犬家による犬の散歩を兼ねた防犯パトロール(「わんわんパトロール」)活動や、日常的にウォーキングを楽しみながら防犯パトロール活動に参加する「ウォーキングパトロール」、町会や自治会防犯担当役員等が中心となり、「地域防犯パトロール」を実施するほか、毎年駅頭で「防犯キャンペーン」を実施しています。このキャンペーンは防犯PRのぼり旗を掲出し、キャンペーングッズの配布を行いながら、振込め詐欺の防止及び自転車盗難防止を訴えています。参加者は、防犯推進会議会員や青色防犯パトカー、市民パトロール隊、市の職員等です。

(大谷英二)

鶴ヶ島支部 「鶴ヶ島市の防犯パトロール」

鶴ヶ島市では、市内の全中学校学区五地区に青少年健全育成推進協議会が設置され、小・中学校PTA・自治会などで構成されています。その中の部会で各地区、防犯パトロールが行われています。

私が住んでいる、第三地区青少年健全育成推進協議会では、各地区自治会で開催される夏祭りでのパトロールや夏休み中のパトロールを行っています。

特に、子どもたちが犯罪に巻き込まれないように、又犯罪をしないように、地域の目で見守っています。

(伊藤 早苗)

坂戸支部 「坂戸市の防犯パトロール」

当市は、地域住民、警察、行政が連携し、犯罪を起こさせにくい環境づくりを推進するため、平成16年12月18日の「安全で安心のまちづくり決起大会」を契機に、市内全域に防犯パトロールが始まりました。パトロールの形態は様々ですが、全員が防犯パトロール用ベストを着用し、地域は地域が守る意識が高まり、現在では市内に95団体のパトロール隊が存在しています。また、近年、各小学校において地域ボランティアの人たちの協力で児童の登下校の見守り活動も実施されています。

(綿貫 幹雄)

少年法改正審議

少年法は、罪を犯した、あるいはその恐れのある少年の更生、犯罪への未然防止を理念とし、刑罰より保護・教育に重点を置いた、成人とは異なる取り扱いをすることを定めた法律です。

しかし、近年、未成年者による凶悪犯罪の発生、犯罪年齢の低年齢化が大きな社会問題となり、少年犯罪の厳罰や、犯罪被害者への配慮を求める世論の高まりを受け、平成12年以降、刑罰対象の低年齢化や厳罰化等に向けた数々の改正が行われてきました。

また、選挙権が得られる年齢が18歳以上になったことに伴い、民法では法制審議会の答申を得て、現在、成年年齢引き下げに向けた準備が進められております。

こうした状況を踏まえ、少年法についても平成29年2月、法制審議会に「少年の年齢を18歳未満とすること」及び「処遇を一層充実させるための法制の整備」等について諮問がなされました。

法制審議会では現在検討すべき論点を整理し、「年齢の引き下げ」については次の観点から検討されております。

- 少年院及び保護観察における処遇が年長少年に対しても有効に機能している中での引き下げの必要性
 - 権利能力を有する「成年者」を、後見的な観点から権利を制限する保護処分の対象とすることの可否
 - 保護処分による教化や処遇等の機会がなくなることによる改善更生・再犯防止
 - 「成年者」への保護処分、刑の軽減等に対する犯罪被害者・国民の理解
 - 「成人」として刑事処分の対象となることによる犯罪の抑止効果
- いずれにしても年齢引き下げは「少年法」の理念である改善更生・健全育成に大きく関わる問題であり、今後とも審議の方向を注視していく必要があります。

(原島正克)

平成30年度 事業計画

- 5月 第1期統一研修会・総会
- 7月 第68回社会を明るくする運動
- 9月 第2期統一研修会
- 10月 施設参観研修
- 11月 第65回埼玉県更生保護大会
第3期統一研修会
- 1月 第4期統一研修会・新年会



川越地区保護司会活動報告

- 専門部会
- ・総務部会 三回開催
- ・研修部会 五回開催
- ・犯罪予防活動部会 四回開催
- ・更生援助活動部会 三回開催
- ・広報部会 六回開催

昨年度の各部会・自主研修テーマ

(施設参観研修を除く)

- 川越支部
 - 坂戸・鶴ヶ島支部合同
 - 富士見・ふじみ野支部合同
- いずれの部会も開催していません。

下記の問題については、それぞれの相談窓口へ

◆「STOP!いじめ」に関する相談は
一人で悩まず相談しましょう
よい子の電話教育相談

ハロー-さいのくに
子供専用 (18歳以下) 0120-86-3192 へ
保護者専用 048-556-0874 へ

◆「非行防止」に関する相談は
非行防止相談室=鑑別所で心理職の職員が担当。子育てに悩む親や教師、少年自身などの相談を一般向けに受け付けています。相談や来所の予約は、さいたま少年鑑別所 048-862-2051 へ
全国共通相談ダイヤル 0570-085-085 へ

◆「違法薬物？」に関する相談は
ホワイトテレホンコーナー 048-822-4970 へ
ヤングテレホンコーナー 048-861-1152 へ

◆「薬物問題に悩むご家族の方々」は
NPO法人 埼玉ダルク家族会
048-823-3460 へ

◆「警察」への相談は、110番ではなく
[#9110] へ
相談専用電話は
048-822-9110 へ

編集後記

◆「くらくら」第7号をお届けします。
◆巻頭には、ふじみ野市長高畑博さんの「ふじみ野市の社明運動」を、さいたま保護観察所長の押切久遠さんには、議員立法で成立した「再犯防止推進法」を受けて「再犯防止対策について」と題して、原稿をお寄せいただきました。
◆また、「夏休み明け」や「始業式前後」に子供の自殺が相次いだ社会現象について、子供の自殺予防の観点から、元中学校長で現ふじみ野市の朝倉孝教育長に、「あつてはならない『いじめ』」にスポットを当て、「子供の自殺やいじめは大人社会の反映」であると、いじめの根本原因を深くひも解いていただきました。
◆振り返りますとこの1年、国会は空転し、官僚の辞任が相次ぎました。これまで高く評価されてきた日本の官僚制度が音をたてて崩れ落ち、その権威は地に落ちてしまいました。日本の官僚は優秀な頭脳を揃えた、勤勉で実直な集団として戦後後も変わらずに、日本の行政サービスを支えてきたのです。しかし、官僚はみっともない話で週刊誌を賑わしています。これまで優秀な官僚たちが高い志を持ち、政権に左右されず、純粋な奉仕の精神で良かれと思われる政策を策定し、実施してきたのに、いつから官僚は忸度をするようになったのでしょうか。自衛隊日報隠蔽問題や、もりかけ(森友学園・加計学園)問題は、官僚機構が腐りきってしまった証左ではないでしょうか。官僚が骨抜きにされたのは、「内閣人事局」のせいなのでしょう。大人の背中を子供たちは見えています。子供のお手本として大人がしっかりしなければいけないのではないのでしょうか。
◆内閣府の世論調査によると、成人年齢「18歳」に7割(読売本社世論調査では56%)の人が反対しているとのこと。その反対理由は、「意識レベルが相対的に低すぎる」「経済的に自立していない人が多いから」ということです。また、成人年齢「18歳」への引き下げ議論を「知らない」人が、77%もいるそうです。少年法改正が今後どうなるのかの、法制審議会の推移を見守りたいと思います。(大谷英二)

広報委員

- 守屋 裕子 (川越)
 - 村田 照子 (川越)
 - 関根みどり (川越)
 - 原島 正克 (坂戸)
 - 綿貫 幹雄 (坂戸)
 - 久保島 久和 (鶴ヶ島)
 - 伊藤 早苗 (鶴ヶ島)
 - 酒本 三郎 (富士見)
 - 本橋 義明 (富士見)
 - 星野ツネ子 (富士見)
 - 大谷 英二 (ふじみ野)
 - 野村 茂 (ふじみ野)
- 会計 副部会長
部会長